



第302号

もばら青色だより

茂原税務署管内青色申告会

発行所

茂原税務署管内

青色申告会

広報委員会

TEL0475(23)1273

FAX0475(23)1879



第73回定時総会 白子町 白砂にて



議長
岩瀬 良治さん
(大原)

定時総会功労者表彰



園岡 利夫 様(農業部)



緑川 康治 様(東部)



田中 隆和 様(長南)



代理 小高 健二様(睦沢)

(一社)千葉県青色申告会連合会 会勢拡大表彰



左より 松本 光男様(会長) 吉野 壽和 様(副会長)

【今年度の重点目標】

- 1、会員数年間純増
- 2、基礎的指導の充実と複式簿記の普及
- 3、パソコン会計で経営の合理化
- 4、青色申告特別控除の活用拡大
- 5、インターネットとICT利用拡大
- 6、会費納期完納
- 7、各種共済の加入促進
- 8、会員店の相互利用促進
- 9、青色事業主の勤労所得控除創設

着任のごあいさつ



茂原税務署長
久保 進

残暑の候、茂原税務署管内青色申告会の皆様方におかれましては、益々ご清栄のことと心よりお慶び申し上げます。

この度の人事異動により、仙台国税局能代税務署長から茂原税務署長を拝命いたしました久保でございます。

前任の太田署長同様のご厚誼を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

貴会におかれましては、松本会長をはじめ、役員・会員及び事務局の皆様方が、致団結し、長年にわたり青色申告制度の普及・推進をはじめ、記帳及び帳簿書類の保存制度の周知・広報や青色コーナーへの従事など、多大なるご支援とご協力をいただいておりますことに、深く敬意を表します。

近年、税を含むあらゆる分野でデジタル技術の活用が急速に拡大しており、私も国税組織としても税務行政のDX(デジタル・トランスフォーメーション)を更に進めるために「納税者の利便性の向上」、「課税・徴収事務の効率化・高度化」、「事業者のデジタル化促進」を3つの柱として各種施策に取り組んでおります。

このうち「事業者のデジタル化促進」に関しては、税務処理を含め事業者が行う事務処理について、クラウド会計ソフトやデジタルインボイスの導入

など一貫して効率的なデジタル処理の環境整備により、業務の正確性向上や生産性向上等につながることを期待されます。

なお、令和9年分以後の所得税の確定申告において、e-Taxにより申告を行わない場合には、複式簿記に基づく貸借対照表等を添付していても、青色申告特別控除額が10万円に縮小する一方、優良な電子帳簿保存等の要件を満たし、複式簿記に基づく貸借対照表等を添付した確定申告書を確定申告期限内にe-Taxで送信した場合、青色申告特別控除額が75万円に増額することとされています。

このため、今後は、会計ソフトやe-Taxを利用する個人事業者の増加が見込まれており、皆様の御協力がこれまで以上に重要となっております。

また、消費税についても、2割特例が3割特例として延長されるなど、インボイス制度の更なる定着に向けた見直しが行われております。

これらの税制改正を踏まえ、税務署におきまして、リーフレットの配布や説明会の開催など、積極的な周知・広報活動に取り組んでまいります。

皆様方におかれましては、今後とも税務行政の良き理解者として、税務行政の円滑な運営にお力添えを賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

結びに当たり、茂原税務署管内青色申告会の益々のご発展と、会員の皆様のご健勝並びに事業のご繁栄を祈念申し上げます。着任のご挨拶とさせていただきます。

茂原税務署関係係官のご紹介

総務課長

石井 信介 様(新任)

個人課税第一部門統括官

佐藤 拓也 様(留任)

個人課税指導担当上席

説田 康晃 様(新任)

税務署からのお知らせ

《税務関係の手続はオンラインが便利です！》

① 所得税の確定申告

マイナポータルと連携して 確定申告手続を簡便化！

- ◆ 「マイナポータル連携」で控除証明書等のデータを自動入力！
- ◆ 事前準備が完了したら、「確定申告書等作成コーナー」を利用して、自動計算で確定申告書を作成！



マイナポータル
連携特設ページ



確定申告書等作成コーナー

② キャッシュレス納付

5つのメリット！

- ◆ 自宅やオフィスからスマホ・PCで納付可能！
- ◆ 24時間、いつでも納付可能！
- ◆ 納付書不要、現金不要で手間いらず！
- ◆ 簡単・スピーディーな手続で待ち時間なし！
- ◆ 納付方法が選べて便利！



納税に関する総合案内

③ 納税証明書

納税証明書(PDF)が スマホで請求＆受取できる！

- ◆ スマホで完結！
- ◆ 手数料が0円！
- ◆ 期限内であれば何度でも印刷・使用可能！



納税証明書の
交付請求について

④ 国税に関するご相談

国税に関するご質問・ご相談は 国税庁ホームページで解決！

- ◆ 「チャットボット」では、AI(人工知能)を活用して自動で回答を表示！
- ◆ よくある質問は、「タックスアンサー」で解決！



チャットボット
(税務職員ふたば)



タックスアンサー
(よくある税の質問)



三部会 定時総会

農業部



5/12 会館にて

女性部



4/28 ヴィラそとぼうにて

青年部



5/13 未来にて



6月9日 日帰研修旅行

彫刻の森美術館にて



78名で
箱根方面へ
行って
来ました



一宮町で広大なハウス栽培にご家族で取り組み、地域のブランドメロン「長生きメロン」の栽培を行っている「一宮農業支部秋場健次さん」あきば農園をご紹介します。

温暖な気候と豊かな自然環境に恵まれた九十九里地域で、ハウス栽培で二玉二玉を丁寧に育てる事で、甘味が強く香り豊かな芳醇なメロンを栽培されています。メロンは1株の下から10枚から20枚目の葉の辺りに実をつけるので3玉を残し摘果、栽培期間中は生育状態を細かく確認しながら夜間は18度の適温になる様に遠隔で操作できるハウスのヒーターで管理をし、また、病害虫の発生を抑えるため、清潔な栽培環境の維持にも努めており、ミツバチがいるのでドアの開け閉めも大変慎重に管理をされています。

花が咲いて55日頃の7月上旬に最適なタイミングで収穫をするそうです。収穫まで手間を惜しまず愛情を込めて育てた長生きメロンは、なめらかな果肉と上品な甘さが特徴です。ご家庭での贈答用や自宅用として多くの皆様にご好評をいただいているのは周知の事と思います。

その他にもイチゴを栽培されており、苗を作っている時期にお邪魔しました。イチゴの茎が長く連なり、ポット同士が手をつないでいる様な可愛い光景を見学させてもらいました。スーパードームでは味わえない鮮度抜群の甘くて美味しいイチゴが好評とSNSでおみかけしましたのでイチゴの季節には楽しみです。季節の折にはぜひお立ち寄り下さい。



6月30日撮影



支部だより

一宮農業支部

(会員数 34名)

秋場 健次(農業)

一宮町で広大なハウス栽培にご家族で取り組み、地域のブランドメロン「長生きメロン」の栽培を行っている「一宮農業支部秋場健次さん」あきば農園をご紹介します。



基礎控除の引上げ

イ 次のとおり、合計所得金額に応じて、基礎控除額が引き上げられました。

合計所得金額 〔令和8・9年分における 収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注3) 〕	基礎控除額（改正された範囲）			
	改正後 ^(注1)		改正前 ^(注1)	
	令和8・9年分	令和10年分以後	令和8年分	令和9年分以後
132万円以下 (206万円以下)	104万円 ^(注2)	99万円 ^(注2)	95万円 ^(注2)	
132万円超 336万円以下 (206万円超 475万1,999円以下)		62万円	88万円 ^(注2)	58万円
336万円超 489万円以下 (475万1,999円超 665万5,556円以下)			68万円 ^(注2)	
489万円超 655万円以下 (665万5,556円超 850万円以下)	67万円 ^(注2)		63万円 ^(注2)	
655万円超 2,350万円以下 (850万円超 2,545万円以下)	62万円		58万円	

(注) 1 所得税法第86条の規定による基礎控除額62万円（改正前：58万円）に、租税特別措置法第41条の16の2の規定による加算額を加算した額となります。

2 62万円にそれぞれ、42万円、5万円、37万円を加算した金額（改正前：58万円にそれぞれ、37万円、30万円、10万円、5万円を加算した金額）となります。なお、この加算は、居住者についてのみ適用があります。

3 下記②の改正後の給与所得控除額に基づいた金額であり、特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

4 合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

ロ 基礎控除額の引上げ及び給与所得控除の最低保障額の引上げに伴い、**令和9年分以後**の「源泉徴収税額表」が改正されました。

青色申告特別控除の見直し(令和9年分より適用)

記帳方法	申告方法	保存方法	前々年収入金額	控除額 改正前 → 改正後	
				改正前	改正後
複式簿記	e-Tax	優良電子帳簿	—	65万円	75万円
		—	—	65万円	変更なし
	書面提出	優良電子帳簿	—	65万円	10万円
		—	—	55万円	10万円
簡易簿記	—	—	1,000万以下	10万円	変更なし
		—	1,000万超※	10万円	0円

※業務的規模（5棟10室基準を満たしていない場合）の不動産所得について改定はされず10万控除のまま

事務局よりお知らせ
連日猛暑が続いております。
どうぞ熱中症には
十分お気をつけ下さい。
6/1～9/30サマータイム
8:00～16:00実施中

指導員メンバーになりませんか？

令和8年分確定申告期に向けて勉強会を税務署の指導官の元、下記の通り開催します。一緒に仲間になりましょう！

- ① 8/25 (火) 13:30～15:00
- ② 9/25 (金) 13:30～15:00
- ③ 10/20 (火) 13:30～15:00
- ④ 11/24 (火) 13:30～15:00
- ⑤ 12/16 (水) 9:30～11:00

主催・会場

茂原税務署管内青色申告会

茂原市道表12 TEL 0475-23-1273